

昭和町第5次総合計画

5th Synthesis Plan



序論・基本構想

1 計画策定の趣旨

町では、平成18年度を初年度とする「昭和町第5次総合計画」（平成18年度～平成27年度）に基づき将来像「ともに創るーうるおいと躍動の都市 昭和」をめざして、まちづくりを展開してきました。

平成18年度～22年度の前期計画期間では、押原公園や沼公園の整備、常永地区区画整理事業の推進、教育施設の耐震化や防災関連施策の充実などの基盤整備への取り組みに一定の成果をあげています。今後も基本的な行政サービスの充実に努めるとともに、地方分権の動向や厳しい財政状況を踏まえつつ、住民や事業者、行政がともに役割分担と協働しながらまちづくりを推進する必要があります。

これまでの前期計画期間の進捗を踏まえつつ、将来像の実現に向けて、平成23年からの5年間の取り組みを後期基本計画として策定しました。

「昭和町第5次総合計画」の性格

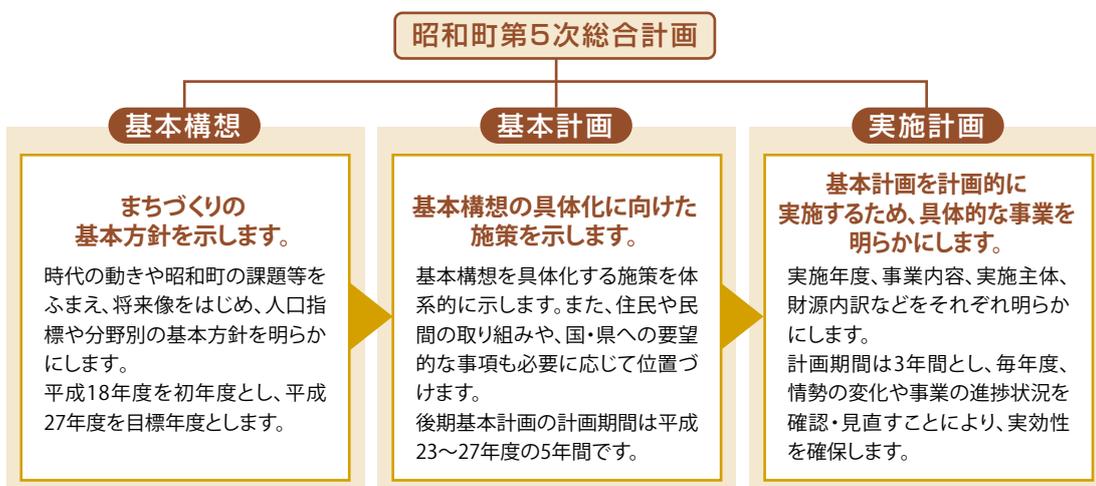
- 昭和町のまちづくりの基本となる最上位の計画です。
- まちづくり全般にわたる総合的な計画です。
- 住民と民間、行政が共有し、ともにまちづくりを進めるためのシナリオです。
- 住民と民間、行政が協働でまちづくりに取り組む際の指針となる計画です。

策定にあたっての視点

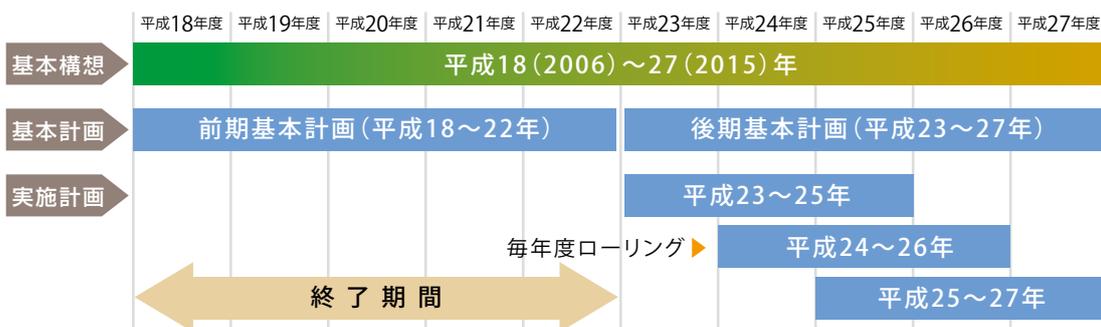
- 厳しい地方財政を踏まえ、まちの将来像を展望すると同時に、既存資源の有効活用や行財政改革方針との連携を図ります。
- 地方分権の動向を踏まえ、住民や民間との役割分担及び地域での住民の主体的な活動の促進を図ります。

2 計画の構成と期間

昭和町第5次総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。それぞれの内容と目標年度、計画期間は次のとおりです。



※この計画書には、「実施計画」は含まれませんが、総合計画の具体的な展開について、住民の理解を得るため、毎年度ローリングします。



第5次総合計画では、10年間のまちづくりの方向として、下記の理念、基本目標、基本指標を定めています。後期基本計画においても、この基本構想に基づき、施策展開や事業展開を図ります。

1 まちづくりの理念と基本目標

【まちづくりの理念】

協働型のまちづくりの推進による 「住民主役のまち」の構築

【まちづくりの基本目標(テーマ)】

ともに創る 『うるおいと躍動の都市 昭和』

2 基本指標

人口指標

	実績値		目標値	
	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
総人口	15,937人	16,764人	20,100人	21,200人
年少人口 (0～14歳)	2,789人 (17.5%)	2,919人 (17.4%)	3,150人 (15.7%)	3,000人 (14.2%)
生産年齢人口 (15～64歳)	11,208人 (70.3%)	11,406人 (68.0%)	14,150人 (70.4%)	14,700人 (69.3%)
老年人口 (65歳以上)	1,940人 (12.2%)	2,363人 (14.1%)	2,800人 (13.9%)	3,500人 (16.5%)

※実績値「年齢3区分」には年齢不詳人口を含まないため合計が総人口にはなりません。

世帯数

	実績値		目標値	
	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
世帯数	6,227世帯	6,565世帯	8,700世帯	10,100世帯
世帯当たり人員	2.56人	2.55人	2.31人	2.10人

産業別就業者数

	実績値		目標値	
	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
就業者数* (総人口に占める割合)	8,679人 (54.5%)	8,955人 (53.4%)	11,460人 (57.0%)	12,300人 (58.0%)
第1次産業 (就業者数に占める割合)	427人 (4.9%)	401人 (4.5%)	401人 (4.5%)	120人 (1.0%)
第2次産業 (就業者数に占める割合)	2,904人 (33.5%)	2,921人 (32.6%)	4,040人 (35.3%)	3,930人 (32.0%)
第3次産業 (就業者数に占める割合)	5,348人 (61.6%)	5,633人 (62.9%)	7,200人 (62.8%)	8,250人 (67.0%)

※「就業者数」は分類不能を含まない数です。

3 土地利用の方針

本町は、都市計画法や農業振興地域整備法など関連法規との整合を図りながら、次のような視点で、土地の有効利用と保全を進めます。

① 都市構造

甲府都市圏の中核地区として甲府昭和インターチェンジ周辺への都市機能（商業・業務等）の集積に努めるとともに、各地区（北部・中央・西部）の特性を活かしながら均衡ある発展と生活拠点の整備を進め、コンパクトで利便性の高い都市構造をめざします。

甲府バイパスやアルプス通り、昭和バイパスなど国や県の主要道をはじめ、昭和玉穂線やインター線、昭和玉穂中央通り線、町道30号線などの地域連携軸に沿う都市軸の形成を進め、それぞれの地区、機能を結びます。

新山梨環状道路などの高規格道路へのアクセス道路の整備を推進し、広域的な道路ネットワークの形成を図るとともに、生活に密着した町内道路ネットワークの形成を進めます。

公園など緑の拠点の拡大、優良農地や湧水・水系を水と緑の軸として保全するとともに、街路樹整備、民間住宅の生け垣推進や開発行為に伴う緑地確保の指導などを通じ、自然と共生する都市形成を進めます。

② 土地利用

(1) 基本指針

区画整理事業による面的都市整備の実施、段階を踏まえた市街化区域の拡大、市街化調整区域における農業と共生した田園居住区の形成に努めます。

優良農地の保全や歴史・文化遺産の継承に努めるとともに、災害に強いまちづくりを推進するなど、うるおいに満ちた、安全性の高い都市形成を進めます。

地区の土地利用の実態や社会環境などを踏まえ、必要に応じて用途地域の見直しを図るなど、町土の均衡ある発展を図ります。

(2) 区別の土地利用方針

① 都市的土地利用

区分	方針
ア. 住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ○土地区画整理事業による整備済みの市街地は、街並み景観の修景など優れた都市環境の確保をめざします。 ○常永土地区画整理事業及び地区計画によりまとまった新市街地の形成を進めます。 ○市街化区域ではさらに生活基盤の整備を進め、市街化調整区域においても基盤整備を進めつつ既存集落地との一体的な田園居住区の形成、または長期的展望に立った市街化区域への編入を検討します。
イ. 工業地	<ul style="list-style-type: none"> ○2つの工業団地を中心に先端技術産業等の集積を進めるとともに、交通条件等を活かしてインターチェンジ周辺やアルプス通り、甲斐中央線でのさらなる流通・業務拠点の形成をめざします。なお、工業地域については土地需要の変化にあわせ、住宅地あるいは商業地等としての転換を検討します。
ウ. 商業地	<ul style="list-style-type: none"> ○土地区画整理事業と連動し、商業・サービス・業務地域として拠点商業地の形成を進めるとともに、幹線道路沿いへの秩序ある商業集積の誘導に努めます。
エ. 公共公益施設ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○町域全体にわたる公共サービスゾーンとして、町役場をはじめ、文化・福祉・レクリエーション等の施設が集積し、利便性の高い中枢地区の形成を進めます。

② 自然的土地利用

区分	方針
ア. 緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○河川・水路・湧水などが育む生態系のきめ細かな保全を図るとともに、拠点となる都市公園の整備や農業体験の場づくりをはじめ、ミニパークや沿道緑化を図り水と緑のネットワークづくりを進めます。
イ. 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ○JR身延線南部地域と釜無工業団地南側に位置する集団優良農地の保全を図ります。また、各地区の自然・歴史・農業交流機能や集落の緑と融合した環境整備を基本に、優良農地を保全しつつ個性ある集落の形成を進めます。



4 計画推進に向けた行政経営の指針

① 行政経営の基本方針

本町は、都市計画法や農業振興地域整備法など関連法規との整合を図りながら、次のような視点で、土地の有効利用と保全を進めます。

(1) 住民や民間との協働を推進し、満足度の高い行政をめざします。

住民や民間、行政がそれぞれの役割と責任を担い合い、より良いパートナーシップのもとで、まちづくりを推進します。

また、住民の主体的な参加を促進し、住民の目線にたった満足度の高い行政をめざします。

(2) 資源や活力を有効活用し、効率性の高い行政をめざします。

計画的な都市基盤整備を進めるとともに、民間資源の有効活用を促進し、地域の均衡ある発展及び町の活力向上を図ります。

住民の利便性向上に配慮しつつ、指定管理者制度の導入などにより、民間のノウハウを積極的に活用しながら、公共施設の効率的な維持・管理を推進します。

(3) 経営能力や成果意識を高め、質の高い行政をめざします。

行政評価など導入により、政策実現に向けた手段を検証するしくみを確立し、職員の政策立案能力や成果意識の向上を図ります。

また、中長期的な課題への自発的な研究を促進するほか、住民や民間との協働を通じて、職員の挑戦意欲や経営感覚の向上を図り、質の高い行政をめざします。

(4) 行政運営の透明性を高め、わかりやすい行政をめざします。

国や地方の厳しい財政状況を踏まえ、政策実現の過程や中長期的な財政見通し、健全財政に向けた取り組みについての積極的な情報公開に努めます。

また、出前型講座やワークショップ^{※1}、パブリックコメント^{※2}などでの双方向の情報交流を推進し、わかりやすい行政をめざします。

(5) 持続可能な財政運営を進め、足腰の強い行政をめざします。

企業の誘致や地域経済への波及を促進するとともに、受益者負担の適時見直しにより、自主財源の確保に努めます。

事業の必要性や妥当性、費用対効果などの評価を徹底し、事業選択の厳格化を進めると同時に、事業実施後における適時見直しと改善を進め、足腰の強い行政運営をめざします。

5 行政経営の基本原則

昭和町は次のようなことを基本原則として、行政経営の基本方針を具体化します。

(1) 情報共有の原則

まちづくりに関する情報を積極的に公開し、まちづくりに対する理解と必要な情報の共有を図ることを原則とします。

(2) 住民参加の原則

まちづくりを進めるに当たっては、住民参加を原則とします。そのため、行政は住民が参加しやすい環境や条件を整えるよう十分配慮します。

(3) 役割分担の原則

暮らしを支える公共サービスの提供は、まちづくりの主体である住民や民間、行政の中から、サービスの趣旨や効率性、有効性などを踏まえ、より適切な主体が担うことを原則とします。

(4) 補完と調整の原則

身近な地域の課題は、そこで暮らす住民の主体的な取り組みにより解決されることを原則とします。ただし、行政は地域での解決が難しい場合については、必要な補完や調整を行います。

(5) 開拓と挑戦の原則

健全な財政を維持しながら、時代環境や住民ニーズを先取りした政策を積極的に展開するなど、開拓と挑戦の意思を持って、自主的で自律的な行政経営に取り組むことを原則とします。



6 総合計画と行財政マネジメントシステム

総合計画はまちづくりの最上位の計画です。しかし、厳しい財政事情や変化の激しい時代環境を踏まえ、評価・管理のしくみの確立や行財政改革との連動を図り、総合計画の着実な具体化を進めます。

1 評価・管理のしくみの確立

総合計画の評価・管理とは、施策の実施状況や基本目標の実現のために必要な施策に関する情報を把握し、必要に応じて適時見直すことです。

本町は、総合計画における「計画策定」「実施」「検証」「見直し」のしくみを強化し、総合計画の着実な推進と時代環境との整合性の確保を図ります。

(1) 評価・管理の手順

① 計画策定(Plan)

総合計画の基本構想の概ね中間年度を目安として、後期基本計画の策定を行うほか、総合計画を具体化するための実施計画を毎年度策定します。

② 実施(Do)

各担当課は計画に即して、施策・事業を実施し、その活動結果を把握します。

③ 検証(Check)

計画が意図したとおり、実行され、期待した結果(成果)があがっているかを検証します。

④ 見直し(Action)

期待した成果と活動結果との差異を分析し、必要に応じて、見直しに向けた取り組みを行います。なお、分析の過程で得られた知見を次の計画策定に役立てます。

(2) 評価・管理の方針

① 事務事業の見直しの徹底

行政評価の計画的な導入を図り、総合計画の進行管理との段階的な連動を図ります。特に、ハード事業やソフト事業の区別なく、既存の事務事業を、必要性や効果、主体(住民、民間、行政)の妥当性などの観点から総合的に検討し、継続や廃止などの必要な見直しを行います。

② 改善に向けた体制づくりの推進

事務事業の評価結果を具体的な改善に結びつけるため、組織機構の改革や委員会の設置など、必要な体制づくりを進めます。また、評価結果や改善の状況に関する情報を住民に公開します。

③ 職員の意識改革と能力開発

計画が意図したとおり、実行され、期待した結果（成果）があがっているかを検証します。

② 行財政改革との連動

行財政改革は総合計画を実現する上で不可欠な取り組みであり、総合計画と行財政計画は将来像実現のための両輪です。

本町は、関連各課の横断的な連携や政策調整機能の強化により、総合計画と行財政改革との一体的な推進をめざします。



7 分野別の基本方針

「ともに創るーうるおいと躍動の都市 昭和」の実現に向けて、各分野別の基本方針を次のように設定します。

1 豊かな心を育むまちをめざす

教育や学習・スポーツ、芸術文化などさまざまな活動を通じて、生きがいや交流の輪を広げ、豊かな心を育むまちをめざします。



2 幸せを支えるまちをめざす

保健・医療・福祉を充実し、誰もが健やかな生活ができる条件整備、支えあう地域づくりを進め、幸せを支えるまちをめざします。



3 活気あふれるまちをめざす

昭和町の環境や立地を活かしながら各種産業の振興、活性化を図り、活気あふれるまちをめざします。



4 快適で住み心地のよいまちをめざす

市街地整備や道路・交通体系等の充実、上・下水道の整備など都市基盤の整備を進め、快適な住み心地のまちをめざします。



5 水と緑を保つまちをめざす

環境への負荷が少ないまちづくりを進め、自然との共生や楽しむことができる、水と緑を保つまちをめざします。



6 安全なまちをめざす

交通安全をはじめ消防や防災、防犯などの取り組みを強化し、安全なまちをめざします。



7 自律と協働のまちをめざす

住民活動の推進などを図るとともに、住民ニーズや時代環境に沿った行財政運営を図り、本計画の実現に取り組みます。



施策の大綱

ともに創る「うるおいと躍動の都市 昭和」

豊かな心を育むまちをめざす

- 1 生涯学習社会の創造
- 2 地域の文化とスポーツの振興
- 3 子ども達への教育の充実

幸せを支えるまちをめざす

- 1 健やかな暮らしを支える保健・医療の充実
- 2 次代を担う子育ての支援
- 3 いきいきとした福祉社会の形成
- 4 安定した暮らしの確保

活気あふれるまちをめざす

- 1 活力ある商工業の振興
- 2 持続する都市近郊型農業の展開
- 3 可能性を高める雇用・起業の支援

快適で住み心地のよい
まちをめざす

- 1 調和のある土地利用と景観形成
- 2 快適な生活環境の整備
- 3 利便性の高い道路・交通体系の確立

水と緑のまちをめざす

- 1 清らかな水循環の確保
- 2 先端の循環型社会づくり
- 3 水と緑のうるおいある環境づくり

安全なまちをめざす

- 1 安全な暮らしの確保
- 2 災害に強いまちづくりの推進
- 3 健全な社会環境の維持

自律と協働のまちをめざす

- 1 住民主役のまちづくりの推進
- 2 ふれあいのある地域づくりの推進
- 3 自律的で活力ある行政の確立